

議員提出議案第3号

綾瀬市議会会議規則の一部を改正する規則

このことについて、地方自治法第112条及び綾瀬市議会会議規則第14条第1項の規定により、次のとおり提出する。

令和3年3月22日提出

綾瀬市議会議長 松 澤 堅 二 殿

提出者	綾瀬市議会議員	青 柳	慎
賛成者	同	井 上 賢 二	
同	同	笠 間 昇	
同	同	武 藤 俊 宏	
同	同	齊 藤 慶 吾	
同	同	内 山 恵 子	
同	同	安 藤 多 恵 子	
同	同	上 田 博 之	

## 綾瀬市議会会議規則の一部を改正する規則

綾瀬市議会会議規則（平成2年綾瀬市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第62条の2第1項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第84条第1項中「用い」を「用いて」に、「、請願者の」を「及び請願者の」に改め、「及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）」を削り、「押印」を「署名又は記名押印を」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「請願を」を「前2項の請願を」に、「記名押印」を「記名押印を」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日並びに法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

### 附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

### （提案理由）

多様な人材の議会への参画を促進するため、議会の会議及び委員会の欠席事由を拡大等するとともに、請願書における押印の意義を踏まえ、その見直しを図るため、所要の改正をいたしたく提案するものであります。